

由利本荘市法面・斜面对策修繕計画



平成31年4月

由利本荘市建設部建設管理課

1. 法面・斜面对策修繕計画の策定にあたって

1. 1 背景と目的

由利本荘市が管理する道路延長は約2,100kmに及びます。これらの道路は市内各地域・公共施設を結ぶ幹線道路や、集落内などの地域に密着した生活道路などのさまざまな機能を有しております。これらの道路を長期的かつ効率的に維持していくためには各道路の性質にあった管理をしていく必要があることから、本計画を策定するものです。

1. 2 対象施設

この施設計画の対象は、道路法第2条第2項に基づく法面・斜面とする。

2. 法面・斜面の現状

2. 1 管理道路の現状

管理道路における必要な箇所に構造的に法面・斜面が形成されている。

(1) 管理延長

道路区分	(m) 管理延長	(本) 路線数
1級市道	368,824	130
2級市道	264,969	137
その他市道	1,481,282	3,387
計	2,115,074	3,654

平成31年4月1日現在

3. 法面・斜面の維持管理の基本的な考え方

3. 1 法面・斜面管理の基本方針

法面・斜面の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、法面・斜面の長寿命化や維持管理費のライフサイクルコスト削減を目指し第三者への被害を発生させず、特に、1級や2級の幹線市道については、点検の頻度を高め、安全で合理的な管理を行います。

3. 2 点検方法・点検頻度

【法面・斜面】

種類	点検方法	点検頻度
法面・斜面	巡視の機会を通じた状況把握	

4. 計画期間

- 当該個別施設計画の計画期間は10年とし、以後5年ごとに見直しを図ります

5. 対策の優先順位

- 法面・斜面の損傷状況、第三者への被害の深刻度、路線の重要性、交通量等を考慮し補修の優先順位を決定します。

6. 点検・診断の手法

【法面・斜面】・・・目視点検調査

職員の巡回時等に損傷状況の確認や対策必要性の有無を判断する。

7. 点検・診断結果

【法面・斜面】

H30点検	点検実施	対策不要	対策必要
延長	100.0m	0m	100.0m
路線	2本	0本	2本

平成31年4月1日現在

8. 対策内容・実施時期

8. 1. 対策内容・実施時期一覧

【対策内容・実施時期】

NO	地域名	路線等級	路線名	点検結果	延長(m)	対策内容	実施年度
1	東由利	他	坪倉線	対策必要	30.0	落石防護柵	H31
2	本荘	他	石脇自歩道3号線	対策必要	70.0	土留工	H31
3							
				合計	100.0		